## 多面的機能発揮促進事業に関する計画(変更)の概要

令和元年(2019年)9月25日

熊本市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第8条第4項において準用する 同法第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第8条 第4項において準用する同法第7条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等				
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無	実施期間	実施主体	備考
0				熊本市北区植木町地域内	無	令和元年度 ~ 令和5年度	植木町多面 的機能広域 協定	長寿命化整 備計画の変 更
						~		
						~		
						~		
						~		
						~		
						~		
						~		
						~		
						~		
						~		